

契約者の皆様へ

1 分収割合変更及び契約期間延長のお願い

当会社においては、分収割合変更と契約期間延長について、合わせてお願いしております。

区 分	変更内容	概 要
分収割合変更	原契約の分収割合「公社6：契約者4」を「公社8：契約者2」へ変更する。	当会社としてもこれまで管理経費の削減等に努めてまいりましたが、公社の更なる経営改善のため、分収割合の変更をお願いするものです。
契約期間延長	原契約の契約期間50、60年をそれぞれ80、90年に延長する。	天然更新による針広混交林化が図られることから、土地所有者の方が行う再造林の必要がなくなります。また、間伐の回数が増えることにより、間伐販売収入の増加が期待できます。

2 契約者情報の変更届出のお願い

下記に該当する方は、当会社あてに連絡をいただきますようお願いいたします。

契約締結から相当な期間が経過していることから、近年、契約者が不明になっている事案が増加しております。

契約者又は継承人の方からの変更の届出がなければ、契約者不明により、分収金をお支払いする際に支障が生じる場合がございます。皆様の御協力をお願いします。

区 分	内 容	契約書の条文
造林地の処分	契約地を処分（売買・贈与）しようとする場合	第28条
土地所有者の報告義務	・引越などにより、住所や電話番号などの連絡先が変わった場合 ・名称又は代表者が変わった場合（会社や組合等で契約している場合） ・定款が変更になった場合（会社や組合等で契約している場合） ・契約者の方がお亡くなりになられた場合又は行為能力に変動があった場合	第29条

連絡先

会津地域以外の土地について、契約されている方…………… 本社(024-523-4667)

会津地域の土地について、契約されている方…………… 会津事業所(0242-79-1020)